

魅力ある県立短期大学づくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島県立短期大学（以下「県立短期大学」という。）について、魅力ある学校づくりを検討するため、魅力ある県立短期大学づくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、その結果を県に報告するものとする。

- (1) 時代の要請に対応した教育内容の更なる充実に関すること
- (2) 独立行政法人化に関すること
- (3) その他委員会において必要と認める事項

(委員等)

第3条 委員会の委員は、魅力ある学校づくりについて識見を有する者の中から知事が委嘱する。

- 2 前項のほか、県立短期大学の意見を聴くため、委員会に特別委員を置くことができる。
- 3 委員の任期は、前条に規定する報告を行うまでとする。

(組織)

第4条 委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、委員会を代表し、委員会の会議を総括する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 第2条に定める検討事項について具体的な調査及び検討を行うためのワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、魅力ある学校づくりについて識見を有する者の中から知事が委嘱する者、県立短期大学職員及び県学事法制課職員をもって構成する。

(庶務)

第7条 委員会及びワーキンググループの庶務は、県学事法制課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については座長が定め、ワーキンググループの運営に関し必要な事項については県学事法制課長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。